

(仮称) 大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会設置要綱

令和 7 年 1 月 10 日

6 月計発第11171号区長決定

(設置)

第 1 条 大田区が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき策定する(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の策定に向けた議論や検討をするために、法第11条第 1 項の規定に基づき、（仮称）大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 区における歴史まちづくりの方針に関すること。
- (2) 国の定める基準等、計画策定に伴い、必要な事項に関すること。
- (3) その他歴史まちづくり施策に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、法第11条第 2 項各号に規定する者のうちから区長が委嘱し、又は任命する者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
- (3) 重要文化財建造物等の所有者
- (4) 区民（地域団体又は大田区自治会連合会に属する者）
- (5) 職員
- (6) その他区長が必要と認める者

(委員長等)

第 4 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、委員長が招集する。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるきは、書面その他の方法によることができる。

2 協議会の議事進行は、委員長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会へ出席をさせて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第 6 条 協議会は、具体的事項を調査するため、（仮称）大田区歴史的風致維持向上計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することができる。

2 検討委員会は、委員のうち、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 検討委員会は、必要があるときは、検討事項の関係部局の委員のみで会議を開催することができる。

4 検討委員会は、必要とあるときは、委員以外の者を出席させることができる。

5 検討委員会の検討結果については、協議会に報告するものとする。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼は、まちづくり推進部長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、まちづくり推進部都市計画課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。